

瑞穂監第49号
平成23年12月12日

瑞穂市長
堀孝正様

瑞穂市議会
議長星川睦枝様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 小寺徹

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「牛牧第2保育所」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「牛牧第2保育所」における平成23年4月1日から平成23年9月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「需用費、備品購入費」についての監査を行った。

牛牧第2保育所は、教育委員会の幼児支援課に属し、所長以下保育士（補助職員、派遣職員含む）、調理員、用務員合わせて28名体制で保育所を運営している。

なお、牛牧第2保育所は平成22年5月31日に増築工事が完成し、定員が220名に倍増、市内9か所の保育所のうち3番目の規模となった。平成23年9月1日現在の入所児童数は178名である。

2 監査の実施日

平成23年11月1日（火）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、幼児支援課及び教育総務課から提出された資料を基に担当課から、現状と課題については、保育所経営方針を基に所長からそれぞれ説明を求めるとともに、現地において備品管理状況等も含め通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果

1 財務について

（1）財務の執行は、牛牧第2保育所が執行するもの以外に、保育所全体の経費として、教育総務課・幼児支援課がそれぞれ執行するものがあるため、保育所全体として次のとおりであった。

平成23年9月末現在

	予算額（円）	収入・執行済額（円）	比率（%）
歳入	346,006,000	129,751,478	37.5
歳出	1,066,621,000	452,850,824	42.5

（2）需用費でデジタルカメラを購入しているが、それは瑞穂市会計規則第77条第2項第1号に規定されている価格が2万円以下ということから消耗品と判断したことによると思われる。しかし、同条第1項で備品の定義がされており、デジタルカメラは備品に該当すると考える。他の部署では備品として分類しているところもあり、同じ物品を金額により消耗品と備品に区別することは適切ではない。全庁的に見直し、明確な統一基準に基づき管理していただきたい。

(3) 未満児給食食材を同一業者から毎月平均20万円前後購入しているが、契約書は作成されていない。瑞穂市契約規則の規定による契約書の作成を省略できる場合に該当するとしても、請書等は必要であると考えるので、是正すべきである。また、同じく毎月購入しているおやつについても契約行為が必要でないか検討いただきたい。

(4) 保育料の収入未済が全保育所合計で8,410,960円あり、そのうち牛牧第2保育所は201,300円となっている。現在、その解消策の一つとして子ども手当からの天引きを強く要望しているところであるが、瑞穂市の場合、保育所への児童の送迎は保護者が行っていることから、保護者と接する機会のある保育所職員(所長、保育士)にも協力を求め、送迎の機会を活用する等検討され今現在以上の収入確保の努力をお願いしたい。

2 保育所について

(1) 増築に伴い、増築部分に新たに玄関が設けられたことにより出来た既設部分の玄関前スペースがもっと有効活用できるものと考えられる。現在、借地している駐車場も手狭という現状を踏まえ早急に検討いただきたい。

以上